

事務連絡
令和6年11月29日

日本経済団体連合会
日本商工会議所
日本労働組合総連合会
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課

加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境の整備について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)の一部が施行され、同日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証を基本とする仕組みにおいては、転職等による公的医療保険の新規資格取得・異動の際、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備することが重要です。

こうした環境の整備に向け、これまでも、各事業主及び医療保険者等において取り組んでいただけてきたところですが、今般、あらためて、関連する内容について下記のとおり整理しましたので、内容について十分御了知の上、関係者及び貴管下の関係機関等に対して周知徹底いただくとともに、その運用につき遺漏なきよう、特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 基本的な考え方

医療機関等の受診時にマイナ保険証によるオンライン資格確認を円滑に行うためには、加入者の最新の資格情報等が医療保険者等向け中間サーバー（以下「中間サーバー」という。）を通じて登録されていることが前提となります。

このため、マイナ保険証の利用登録をした者について、転職等による新規資格取得や被扶養者の異動があった際は、被保険者資格取得届等に記載された当該加入者のマイナンバー等に基づき、医療保険者等において速やかに当該加入者の資格情報等を中間サーバーに登録（以下「データ登録」という。）し、当該加入者が医療機関においてオンライン資格確認を受けられるようにすることが必要です。

また、マイナ保険証の利用登録をしていない者や、データ登録が未完了である者等、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対しては、速やかに資格確認書を交付することが求められます。

マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備するためのこれらの取組について、特に令和7年4月の年度替わりの時期には多数の新規資格取得・異動が見込まれることから、以下の2及び3を参考に、必要に応じ事業主及び医療保険者等における業務処理手順・体制の見直し等を行い、事業主及び医療保険者等が連携して確実に対応いただくようお願いします。

2. データ登録の完了に時間を要する主な要因について

（加入者に起因するもの）

- ・ 加入者からの被扶養者（異動）届の提出や添付書類の準備に時間を要する 等

（事業主に起因するもの）

- ・ 事業主が提出した被保険者資格取得届等にマイナンバーの記載がない
- ・ マイナンバー取扱業務を外部委託しておりマイナンバーの提出に時間を要する
- ・ 通勤手当の額が判明するまで被保険者資格取得届等を提出できない 等

（医療保険者等に起因するもの）

- ・ 被保険者資格取得届等にマイナンバーの記載がない場合に、事業主（加入者）に対する提出勧奨期間を長く取り、医療保険者等において速やかに J-LIS 照会を行わない 等

3. 事業主及び医療保険者等に求められる対応について

（事業主に求められる対応）

①被保険者資格取得届等へのマイナンバー等の正確な記載

- ・ 新規資格取得の事実があった日から5日以内に、被保険者のマイナンバーを記載した被保険者資格取得届を医療保険者等に提出することは健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）上の事業主の義務であるため、確実な対応をお願いします。
- ・ 同様に、新規資格取得や被扶養者の異動から5日以内に事業主を経由して提出する被扶養者（異動）届にも、被扶養者のマイナンバーを記載することは健康保険法施行規則上の義務であるため、その旨を被保険者に周知し、確実な対応をお願いします。

- ・ マイナンバーを記載した被保険者資格取得届等の速やかな提出のため、確実に雇用することが見込まれる者等について、採用内定段階からマイナンバーの提出を求め入社日前に届書の作成を行う、提出前に届書の事前点検を健保組合に依頼する(健保組合の設立事業所の事業主の場合)等の対応をお願いします。
- ・ また、マイナンバー取扱業務を外部事業者へ委託していることが原因で、被保険者資格取得届等へのマイナンバーの記載に時間を要する場合には、委託内容の見直し等を行い、適切に対応いただくようお願いします。
- ・ 被保険者資格取得届等において記載が義務付けられている被保険者等の住所欄には住民票上の住所を記載する取扱いとしているため、適切に対応いただくようお願いします。
- ・ 必要な者への資格確認書の確実な交付のため、被保険者資格取得届及び被扶養者(異動)届の様式に「資格確認書発行要否欄」が追加されています。被保険者資格取得届の提出時には、マイナ保険証の保有の有無を加入予定者本人に確認した上で、「資格確認書発行要否欄」に記入をする等、適切にご対応いただくようお願いします。また、被扶養者(異動)届についても、マイナ保険証を保有していない場合は「資格確認書発行要否欄」に記入が必要である旨を事前に周知した上で、加入者からの提出を受けるようお願いします。

②電子申請の活用

- ・ 新規資格取得・異動に係る手続きの電子化により、医療保険者等におけるデータ登録が完了するまでの時間が短縮されることが期待されることから、積極的な電子申請の活用をお願いします。

③健康保険被保険者資格証明書の交付(健保組合の設立事業所の事業主の場合)

- ・ データ登録の完了までの間に加入者が療養の給付を受ける必要がある場合等には、医療保険者等が有効期限を短期に設定した資格確認書を交付することを基本としますが、加入者が速やかに受給資格を医療機関等に明らかにする必要がある場合には、従前通り、事業主から健康保険被保険者資格証明書を交付することが可能です。医療保険者等に対して、当該加入者の資格取得の状況を確認の上、必要に応じてご活用をお願いします。

(医療保険者等に求められる対応)

①被保険者資格取得届等の記載事項及び被扶養者認定に必要な書類等の周知

- ・ 必要な者への資格確認書の確実な交付のため、被保険者資格取得届等の「資格確認書発行要否欄」に記入を要する者について、事業主及び被保険者に対して十分な周知をお願いします。
- ・ データ登録の完了に時間を要する一因として、加入者からの被扶養者(異動)届の提出や添付書類の準備に時間を要することが考えられることから、加入者に対し、被扶養者認定に必要な書類や手続きについて、周知をお願いします。

②被保険者資格取得届等の事前点検（健保組合の場合）

- ・ 健保組合においては、迅速にデータ登録を完了するため、設立事業所の事業主に対して、確実に雇用することが見込まれる者等に係る被保険者資格取得届等の事前点検を積極的に利用するよう働きかけをお願いします。

③被保険者資格取得届等の提出から5日以内のデータ登録

- ・ 事業主から被保険者資格取得届等の届出を受けた日から5日以内にデータ登録を行うことは健康保険法施行規則上の医療保険者等の義務であるため、確実な対応をお願いします。

④データ登録に関する加入者への周知

- ・ 加入者が安心してマイナ保険証を利用できるよう、新規資格取得・異動に係る手続きの際に加入者に対し、データ登録が完了するまでマイナ保険証による受診はできないこと、データ登録が完了した旨（又は完了時期のめど）が医療保険者等から加入者に別途通知されること等について、あらかじめ周知をお願いします。

⑤速やかな J-LIS 照会によるデータ登録の実施

- ・ 被保険者資格取得届等にマイナンバーの記載がなく、マイナンバーの提出に時間を要すると見込まれる場合には、医療保険者等において速やかに J-LIS 照会によりマイナンバーを収集し、データ登録を行っていただくようお願いします。

⑥有効期限を短期に設定した資格確認書等の活用

- ・ 被保険者資格取得届等にマイナンバーの記載がなく、医療保険者等による J-LIS 照会によってもマイナンバーの収集ができない等により、被保険者資格取得届等の提出から一定の日数以上経過してもデータ登録が完了しないことが見込まれる、または完了していない者に対しては、切れ目なく保険診療が受けられるようにするための当面の対応として、職権により有効期限を短期（原則として1か月以内を想定）に設定した資格確認書を交付するようお願いします。
- ・ 当該加入者については、有効期限を短期に設定した資格確認書の交付の機会等を活用し、事業主等に対してマイナンバーの提出を働きかける等、引き続き、データ登録のための取組を行っていただくようお願いします。
- ・ その上で、交付済みの資格確認書の有効期限（短期に設定したもの）が到来してもなおデータ登録が完了しないことが見込まれる者については、有効期限を迎える前に、適切な有効期限を設定した資格確認書を再度、職権により交付するようお願いします。
- ・ また、データ登録の完了までの間に加入者が療養の給付を受ける必要がある場合等には、医療保険者等が有効期限を短期に設定した資格確認書を交付することを基本としますが、加入者が速やかに受給資格を医療機関等に明らかにする必要がある場合には、従前通り、事業主から健康保険被保険者資格証明書を交付することが可能であるため、事業主又は加入者から申し出があった場合は、適切なお対応をお願いします。

⑦データ登録が完了した旨の加入者への通知

- ・ 医療保険者等において、加入者のデータ登録が完了したことを確認した場合には、データ登録が完了しマイナ保険証の利用が可能となった旨を、資格情報のお知らせ等を活用し、当該加入者に通知するようお願いします。
- ・ ただし、加入者情報の登録結果が中間サーバーから医療保険者等に通知されるまでには一定の時間を要するため、中間サーバーへの登録後であれば、登録結果に基づき加入者のマイナ保険証利用が可能となったことを確認する前に、当該加入者に資格情報のお知らせを送付することは差し支えありません。その場合は、データ登録の完了時期のめどを示した上で、別途、「データ連携の際、万が一エラーが発生した場合は、別途ご連絡いたします。」といった案内をしてください。

⑧資格確認書の確実な交付

- ・ マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境を整備する観点から、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者に対して、資格確認書の申請交付及び職権交付を確実にを行うようお願いします。

⑨オンライン資格確認ができない場合の代替手段の加入者への周知

- ・ 医療機関等の窓口でオンライン資格確認ができない場合にも、マイナンバーカードと併せてマイナポータルの資格確認画面や資格情報のお知らせを提示する等の方法により、10割負担ではなく本来の自己負担割合（3割等）で受診可能であることについて、加入者への周知を行っていただくようお願いします。

(参考) 主な関連通知・事務連絡

- ・ 「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」(令和5年7月10日付け保発 0710 第1号厚生労働省保険局長通知)
- ・ 「健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布等について(通知)」(令和5年11月30日付け保発 1130 第1号厚生労働省保険局長通知)
- ・ 「マイナ保険証の利用促進に向けた事業主等における取組への御協力のお願について」(令和6年2月29日付け保保発 0229 第2号厚生労働省保険局保険課長通知)
- ・ 「オンライン資格確認等システムへのデータ登録の迅速化と受診時のマイナ保険証による資格確認の円滑化について」(令和6年7月5日付け保保発 0705 第1号厚生労働省保険局保険課長通知)
- ・ 「健康保険被保険者資格証明書について」(令和6年11月14日付け保保発 1114 第1号厚生労働省保険局保険課長通知)
- ・ 「内定者の個人番号の取得及び資格取得届等の速やかな提出について」(令和5年3月1日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)
- ・ 「健康保険組合におけるオンライン資格確認の円滑な実施に向けた資格取得届等の速やかな提出のための事前点検について」(令和5年3月1日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)
- ・ 「資格取得届等の届出から5日以内でのデータ登録に係る取扱いについて」(令和5年5月31日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡)
- ・ 「資格確認書及び資格情報のお知らせの運用等について」(令和5年12月27日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡。令和6年11月26日付け同課事務連絡「資格確認書の様式等について」の一部改正等について)により改正)